

「やまがた出羽百観音」プロモーション事業業務委託基本仕様書

1 業務の名称

「やまがた出羽百観音」プロモーション事業業務委託

2 業務の目的

古来より、「観音」様は、詣で祈る人の願いに寄り添い、三十三の姿となってこれを救うとされている。山形県には、県内各地に観音霊場が存在し、その土地に住む人々の生活と深くかかわりあいながら現代まで受け継がれ、山形ならではの精神文化の形成に寄与してきた。

特に、最上三十三観音をはじめ、庄内三十三観音、置賜三十三観音が著名であり、現代ではこれら三つの三十三観音をあわせて「やまがた出羽百観音」（以下、「出羽百観音」という。）と呼ばれている。

出羽百観音をはじめとする山形ならではの地域性豊かな精神文化は、他方の山形の魅力である「自然」や「温泉」、「食」などとの親和性が高く、また、かけがえのない地域文化として次世代に継承していかなければならない。

本業務は、こうした「出羽百観音」の特性を十分に理解・活用し、①山形オリジナルの精神文化の柱の一つとして県外の認知度を向上するプロモーションを行うとともに、②モニターツアー等の催行、及び③アンケートの実施等による出羽百観音の魅力を一層向上させるための改善点の提案・効果検証を行うことにより、今後、「出羽百観音」プロジェクト実行委員会（以下、「実行委員会」という。）として出羽百観音を活用した観光地域づくりをさらに進めるための取組みを行う基盤を整理することを目的として実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

4 業務の内容

本業務については、次に掲げる事項により、受注者の責任のもと適切に実施すること。

なお、本業務の遂行のために必要となる一切の経費負担及び諸手続きは 受注者が行うこと。

(1) 業務の概要

ア 本業務は主に次の 3 要素によるものとする。

- ① 実行委員会の指定するターゲット層を対象とした、マスメディアを活用したプロモーション（以下、単に「プロモーション」という。）の実施
- ② プロモーションの実施を踏まえたモニターツアー等の催行
- ③ ②のモニターツアー等の参加者を対象としたアンケートの実施等による、出羽百観音の魅力を一層向上させるための改善点の提案及び本事業の効果検証

イ 留意点

- ・本業務全体を通じた目的として、「出羽百観音の来訪者数」、「出羽百観音の認知度」、「山形県公式観光サイト『やまがたへの旅』の出羽百観音関連ページの訪問数」の 3 点すべてでの向上を目指すこと。
- ・ア③における効果検証においては、少なくとも、前号に掲げる 3 点のうち「出羽百観音の来訪者数」、「出羽百観音の認知度」に係る検証については必ず行うこと。

(2) 業務の詳細

ア ターゲット層

ターゲット層は、次の全てを満たす層とする。

- ・近隣県の在住者
- ・SBNR (Spiritual But Not Religious)
- ・アクティブシニア

イ プロモーションの手法

ターゲット層を対象とした、マスメディア（主としてテレビを想定するが、提案者においてより効果的と考える媒体があれば、他媒体を提案することは可能。）を活用したプロモーションを行うこと。

ウ プロモーションの内容

次の全てを満たすものであること。

- ・出羽百観音の魅力を強く印象付けるとともに、出羽百観音の各札所近傍の県内観光資源（ターゲット層の関心が高いと考えられるものとする。例：食、温泉、歴史・文化、絶景、出羽百観音以外の寺社）を盛り込み、出羽百観音への来訪意欲の増を訴求するものであること。
- ・出羽百観音の有する山形独自の地域性、歴史、文化等を踏まえた内容とすること。
- ・これまで実行委員会又は山形県が制作した、出羽百観音に関する WEB ページや動画※を活用する（動画やページ内の写真自体を直接的に使用することや紹介文等を参考とすること等を想定するもの。）とともに、当該 WEB ページ訪問を促すものであること。

※ 山形県公式観光サイト「やまがたへの旅」該当ページ及び動画（主なもの）

<https://yamagatakanko.com/dewa100kannon>

https://yamagatakanko.com/features/detail_335.html

https://yamagatakanko.com/features/detail_187.html

- ・プロモーションについては、予め実行委員会と十分に協議を行ったうえで実施すること。

エ プロモーションに係る補足内容

- ・本事業経費の範囲内で、ウに掲げるプロモーションのほかに、提案者独自の手法による周知広報を提案のうえ実施することは差し支えない。

オ モニターツアー等の催行

- ・プロモーションの実施を踏まえたモニターツアー等を催行すること。
- ・モニターツアー等の参加者の人数については、(1)ア③に掲げる要素（アンケート等による本事業の効果検証）を達成できる人数として適切な人数を見込み、予め企画提案の段階で、企画提案書中に明示すること。
- ・モニターツアー等の内容については、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
 - 出羽百観音を構成する 102 の札所のうち、いずれかを実際に訪問するものであること。
なお、札所の訪問数や訪問先については指定しないが、どの札所を訪問予定かについては、企画提案書に明記すること。
 - 出羽百観音と親和性が高いと提案者が考える県内観光地（飲食店、宿泊施設、土産物店、入浴施設、景勝地等）についても、あわせて訪問するものであること。
 - モニターツアー等の本数や日程（日帰り・宿泊の別や回数）は指定しない。ターゲットの性質や移動時間等を考慮し、提案者が最も適切と考える内容とすること。
 - なお、必須ではないがモニターツアー後に、参加者が、「次回はモニターツアー等では訪問できなかった他の札所も訪問してみよう」と思わせるような内容であることが望ましい。

- モニターツアー等の実際の催行内容は、実行委員会と受注者で相談の上、決定する。
- ・モニターツアー等の参加者に対しては、当該ツアー中又は終了後において、次の点に係るアンケート等を実施すること。なお、アンケート等の具体的項目等については、実行委員会と相談の上、整理するものとする。
 - ツアーの前後における、訪問先（「札所及びその他観光地」のこと。以下同じ。）に係る評価・印象等の変化
 - 出羽百観音又は個別の訪問先について、より訪問者を増やす、またはより消費額を増やすための改善点
 - 今後、出羽百観音に関するパンフレットやサイト等を作成、編集等する場合に掲載されることが望ましい情報
- ・モニターツアー等の手法については、(1)ア③に掲げる要素（アンケート等の実施による本事業の効果検証）を達成できるのであれば、必ずしもいわゆる団体ツアー形式による必要はない。ただし、どのような手法でモニターツアー等を行うのかについては、予め企画提案の段階で、企画提案書中に明示すること。
- ・なお、必須ではないが、モニターツアー等の参加者等から、出羽百観音に係る口コミ（SNS等での情報発信）を展開してもらえようような提案があることが望ましい。

カ モニターツアー等に必要な経費に係る留意点

- ・本業務経費を、モニターツアー等の参加者本人に対する給付（本人が支出すべき宿泊費や交通費の補助等）に充当することはできないものとする。
- ・本業務経費を、モニターツアー等の参加者がアンケート等に回答した場合のインセンティブ（謝礼等）の原資に充当することは可能とする。
- ・本業務経費を、受託者が行うモニターツアー等の準備、企画、運営その他の上記に掲げる以外の経費に充当することは可能とする。

キ 事業効果の効果検証

- ・業務の進捗及び事業成果が客観的に管理・評価できる目標指標を設定し、効果測定と検証、分析を定量的に行うこと。
- ・目標指標には、少なくとも「出羽百観音の来訪者数」と「出羽百観音の認知度」の2点の向上は必ず設定すること。
- ・前項の他、提案内容に応じて提案者独自の目標指標を、プロモーションとモニターツアー等のそれぞれで少なくとも1点の計2点以上設定すること。
- ・目標指標の設定案及び検証の具体的手法については、予め企画提案の段階で、企画提案書中に明示すること。
- ・検証結果については、次の項目により構成される「効果検証結果報告書」を提出すること。
 - サマリー
 - 項目ごとの表、グラフ、集計分析コメント等を添えた結果分析
 - アンケート等に基づく実行委員会における、今後の出羽百観音の認知度向上や来訪者増に向けた取組みについての改善提案
 - その他、提案者において必要と考える要素

5 業務実施計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、発注者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに発注者の

承認を受けること。

- (2) 受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しない。

6 成果品の納品及び部数

受注者は、本業務完了後、速やかに業務完了に係る次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了報告書：1部
- (2) 業務実施状況及び効果検証結果報告書：2部

7 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費及び諸手続きは受注者において負担すること。
- (3) 受注者は、本業務による成果品に関する著作権、二次利用、モデルリリース、プロパティリリース等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (4) 本業務の実施においてタレント及びキャラクター等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、本業務契約期間の終了後（令和7年3月1日以降）に経費が発生する場合、発注者は当該経費を負担しないものであること。
- (5) 本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、受注者は著作権を成果品の引き渡し時に発注者に無償譲渡すること。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (9) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (10) 受注者は、委託業務期間のもとより委託業務期間終了後も、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関し、知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (11) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- (12) 本該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。
- (13) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (14) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

8 参考

実行委員会は、出羽百観音プロジェクトの推進にあたり、当該プロジェクトの目標指標を下表のとおり設定しているのので、受注者は本業務の実施にあたり、下表の内容を十分に踏まえること。

項 目		設定時の値 (R3)	現状値 (R5)	目標値 (R8)
来訪者数		272 千人	426 千人	630 千人
参 考 指 標	認知度・関心度	38%	55%	70%
	サイトアクセス数※ (設定時のカウント方法)	24, 820 回	—	278, 000 回 (11. 2 倍)
	(現在のカウント方法)	14, 581 回	46, 075 回 (3. 15 倍)	163, 300 回 (11. 2 倍)

※サイトアクセス数については、KPI 設定時と現在でカウント方法が異なるため、2 段書としています。

9 その他

- (1) 発注者や関係者と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 見積書については、総額のほか可能な限り細分化した内訳を明らかにすること。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。